## 大規模開発に伴う協力要請に関する指針

## (趣旨)

第1条 この指針は、本市市内における大規模開発に伴い発生する急激な人口増加等により必要となる周辺の良好な都市環境の確保対策について、当該大規模開発を行う事業主に対して協力を求めるにあたり必要な事項を定める。

### (大規模開発)

- 第2条 この指針において「大規模開発」とは、次に掲げる開発事業をいう。
- (1) 開発区域の面積が2ヘクタール以上の開発事業
- (2) 換算戸数が200以上の開発事業(前号に掲げるものを除く。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める開発事業

#### (協力要請)

第3条 計画されている大規模開発に伴い、周辺の良好な都市環境を確保するために対策 が必要であると市長が認めるときは、当該大規模開発を行う事業主(以下単に「事 業主」という。)に対して協議し、協力を求めるものとする。

#### (協定)

第4条 前条の規定による協議により事業主の協力を得られる場合は、事業主とその合意 内容に基づく協定を締結するものとする。

#### (主管課)

第5条 この指針に基づく事務は、都市局建築・開発指導部開発指導課が総括する。 (その他)

第6条 この指針に定めるもののほか、協力要請に関し必要な事項は、別に定める。

#### 付 則

- この指針は、平成15年2月14日から実施する。
- この指針は、平成25年7月3日から実施する。

# 「大規模開発に伴う協力要請に関する指針」第6条の協力要請事項

## (協力要請事項)

「大規模開発に伴う協力要請に関する指針」における大規模開発の計画について、本市市域の計画的な発展と良好な都市環境の確保を図る観点から、大規模開発の事業主と協議し、協力を求める事項は以下の内容とする。

- (1) 良好な市街地形成を図るため都市施設の整備について 都市施設とは道路・下水・公園・緑地・交通など
- (2) 教育・福祉・文化環境の施設の充実について その施設の築造や機能の改善など
- (3) 地域福祉活動などの推進を図るため公共公益施設用地の確保について 公共公益施設の用地確保の面積算定

開発面積×2%以上かつ最低必要面積1,000 ㎡以上 (ただし、換算戸数が300未満の開発事業にあっては、 開発面積×2%以上とする)

(4) その他、市長が必要と認めるもの